

**乗組員なくして漁業は成り立たない：  
WCPFCによる太平洋の漁船乗組員の  
保護の必要性**



## 発行日

2022 年 6 月

## 発行人

韓国公益法律中心  
環境研究公民機構  
環境正義基金會  
Human Dignity Group  
Human Rights Now  
Serve the People Association

## デザイン

Jaeyoung Chung

## 日本語訳

WIP Japan Corp.



# 目次

- I. 背景 ..... 8
- II. WCPFCが労働基準の策定に取り組むべき理由..... 12
- III. WCPFCが労働問題に対処できる理由 ..... 28
- IV. 結論／提言 ..... 30

## エグゼクティブサマリー

複数のメディアやNGOの報告書によって、中西部太平洋まぐろ類(WCPF)条約の海域を含む世界中の漁業における乗組員の人権および労働権の侵害が立証されている。恐ろしい労働条件に関する幅広い証言が、世界の水産物サプライチェーンで強制労働と人身売買が蔓延していることを明らかにしている。

中西部太平洋まぐろ委員会(WCPFC)加盟国、協力的非加盟国及び参加海外領土(CCMs)は、人権を保護する義務がある。人権保護の義務は陸上と同様に海上でも適用されるものであり、とりわけ遠洋漁業では労働搾取のリスクが高い。国境を超えて活動するという性質上、政府による監視には特有の課題が存在し、外国籍労働者の乗組員は労働搾取のリスクにさらされやすい状況にある。したがって、各国が人権に対する義務を果たすためには、地域漁業管理機関(RFMO)などの地域機関を巻き込んだ、国境を越えた措置が必要である。さらに、違法、無報告、無規制(IUU)漁業と乗組員の人権侵害とは密接な関係にあるため、足並みを揃えた対策が必要である。

WCPFCには、上述したような対策が適用される脱政府的な漁業海域を提供する権限がある。持続可能な漁業に関する主要な国際協定は、各国が独自に乗組員を保護する義務を負うだけでなく、RFMOが人権尊重の義務を果たす手段になり得るとしている。この主旨に基づき、WCPF条約は労働基準をはじめとした責任ある漁業の最低基準の導入を委員会に委任し、すでに委員会による義務付けが行われている。

乗組員なくして漁業は成立しない。乗組員の労働は漁業の核である。彼らの保護は漁業規制に欠かせない部分であり、またそうあるべきである。よって、WCPFCでの責任ある漁業を促進させるためにも、各国政府管轄組織が適切で効果的かつ拘束力のある労働基準の確立に向けて注力することが必要である。

網を使って漁をする漁師 © APIL



# I. 背景

近年、海上での劣悪な労働環境が、強制労働と人身売買の主要な例として国際社会の注目を集めている<sup>1</sup>。国際労働機関（ILO）は、世界で4,030万人が現代奴隷の状況にあると推定している<sup>2</sup>。約2,490万人が強制労働下にあるとされ、そのうちの11%が農業と漁業に従事している<sup>3</sup>。米国、ニュージーランド、ロシア、トルコ、韓国、アイルランド、スコットランド、太平洋諸島、西アフリカの漁業において、劣悪な労働慣行が横行していることが複数の研究によって暴かれ、世界の水産サプライチェーンで強制労働と人身売買が蔓延していることが示された<sup>4</sup>。

WCPFC第17回年次会合において、インドネシアは漁船乗組員の労働基準に関する拘束力のある保安全管理措置法（CMM）の提案書を提出した。これは、サモアのアピア港で97人の乗組員が1年近くにわたり賃金が支払われなかった労働争議や<sup>5</sup>、中国漁船Long Xing 629号で4人のインドネシア人乗組員が死亡したケース<sup>6</sup>がメディアで取り上げられたことを受け、外国籍船で働く漁業乗組員の保護改善を求める声が大きくなったことに応じて提唱されたものだ。

乗組員たちは休むことなく非常に長い時間働くことがよくあります。©



1. C. Stringer et al. (September 15, 2011) "Not in New Zealand's Waters, Surely? Labour and Human Rights Abuses Aboard Foreign Fishing Vessels," New Zealand Asia Institute, accessed April 25, 2022. <http://docs.business.auckland.ac.nz/Doc/11-01-Not-in-New-Zealand-waters-surely-NZAI-Working-Paper-Sept-2011.pdf>; C. Stringer et al. (May 18, 2015) "New Zealand's Turbulent Waters: the Use of Forced Labor in the Fishing Industry," Global Networks, 16(1). <https://doi.org/10.1111/glob.12077>; E.J.F. (2019) "Slavery at Sea: the Continued Plight of Trafficked Migrants in Thailand's Fishing Industry," accessed April 25, 2022. <https://ejfoundation.org/reports/slavery-at-sea-the-continued-plight-of-trafficked-migrants-in-thailands-fishing-industry/>; R. Surtees (2013) "Human Trafficking Trapped at Sea. Using the Legal and Regulatory Framework to Prevent and Combat the Trafficking of Seafarers and Fishers," Groningen Journal of International Law, 1(2). <https://nexusinstitute.net/wp-content/uploads/2017/01/surtees-2013-trapped-at-sea.pdf>; S. Yea & C. Stringer (2022) "Valuing Victims Voices: A Participatory Action Research Project with Victims of 'Seafood Slavery' For Effective Counter-Trafficking Communication," Winrock International, accessed April 25, 2022. <https://winrock.org/document/valuing-victims-voices-a-participatory-action-research-project-with-victims-of-seafood-slavery-for-effective-counter-trafficking-communication/>

2. ILO & Walk Free Foundation (2017) "Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage," p. 9, accessed April 25, 2022. [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms\\_575479.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms_575479.pdf)

3. ILO & Walk Free Foundation, "Global Estimates of Modern Slavery," p. 10-11

4. ILO (2013) "Caught at Sea: Forced Labour and Trafficking in Fisheries," p.14, accessed April 25, 2022. [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_214472.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_214472.pdf); M. Mendoza & M. Mason (September 8, 2016) "Hawaiian Seafood Caught by Foreign Crews Confined on Boats," accessed May 2, 2022. <https://www.ap.org/explore/seafood-from-slaves/hawaiian-seafood-caught-foreign-crews-confined-boats.html>; S. Yea & C. Stringer, "Valuing Victims Voices"

5. Indonesia (December 5, 2019) "Information Paper on Labour Rights in the Fishing Industry (the case of unpaid salary disputes on fishing vessels) [WCPFC16-2019-DP23]" Western and Central Pacific Fisheries Commission, accessed April 25, 2022. <https://meetings.wcpfc.int/node/11567>

6. K. McVeigh & F. Firdaus (July 7, 2020) "'Hold on, Brother': the Final Days of the Doomed Crew on the Long Xing 629", The Guardian, accessed April 25, 2022. <https://www.theguardian.com/environment/2020/jul/07/hold-on-brother-final-days-of-doomed-crew-on-chinese-shark-finning-boat>

## 定義

### ・ 強制労働

1930年の強制労働条約（第29号）で、ILOは、「処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のこと」<sup>7</sup>と定義している。また、ILOの強制労働に関する11指標では、実際の現場でどのようなことが強制労働にあたるのかも詳述している。各指標は以下のとおりである。1) 脆弱性の悪用 2) 詐欺 3) 移動の制限 4) 孤立 5) 身体的・性的暴力 6) 脅迫 7) 身分証明書の保持 8) 賃金の差し押さえ 9) 負債による拘束 10) 虐待的な労働環境および生活環境 11) 過剰な時間外労働<sup>8</sup>。

### ・ 人身売買

国連の「国際的な組織犯罪の防止に関する条約を補足する、人身取引（特に女性および児童）を防止、抑止、処罰するための議定書（パレルモ議定書）」では、人身売買を以下のとおり定義している。

搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくは脆弱な立場に乗ずることで、または他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の接受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。<sup>9</sup>

強制労働の概念は、労働搾取の目的で人身売買を行うことを包含する。パレルモ議定書では人身売買という観点においては被害者の同意の有無は無関係であると明記しており [3条 (b)]、どちらの概念も、負債による束縛や詐欺といった、人身売買や強制労働のより秘密裏な方法が考慮されることを保証している。強制労働や人身売買に必ずしも身体的虐待や支配が伴うとは限らないが、重要な指標にはなる。また、巨額な報酬の偽の約束や負債に繋がる高額な斡旋手数料もまた、強制労働や人身売買の指標となる。



7. ILO (1930) C029 – Forced Labour Convention, 1930 (No. 29), accessed April 25, 2022. [https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100\\_ILO\\_CODE:C029](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C029)

8. ILO (n.d.) "ILO Indicators of Forced Labour", accessed April 25, 2022. [https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_203832.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_203832.pdf)

9. UN (adopted November 15, 2000) "Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime," accessed April 25, 2022. <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/protocol-prevent-suppress-and-punish-trafficking-persons>

## II. WCPFCが 労働基準の策定に取り組むべき理由

WCPFCは世界の漁業に関する基準を設定する重要な役割を担っている。世界最大のマグロ漁業管理者であるWCPF条約の海域は、地球の表面積のおよそ20%を網羅しており、世界のマグロ漁獲高の55%がこの海域で獲られている。WCPFC加盟国・地域には、主要な遠洋漁業の旗国の他、重要な沿岸国や寄港国が含まれる。特に、遠洋漁業活動で上位となる中国、台湾、日本、韓国の4か国はWCPFCの加盟代表国だ<sup>10</sup>。これら4か国は、漁業における現代奴隷の「リスクが高い」としてGlobal Slavery Index（世界奴隷指標：GSI）<sup>11</sup>で指標化されている。

漁業規制の主要な対象海域なだけに、WCPFCは、世界の漁業領域において特に公海での漁業に関する基準を設ける上で大変重要である。

### WCPFC CCMsにおける漁船乗組員の保護義務

世界人権宣言（UDHR）、および労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に基づき、各国は漁船乗組員の人権を保護する義務がある。各国は、前述の宣言やその他の条約を通じて人権保護に取り組むことを宣言している。これらの権利の保護は排他的なものではなく、陸上での活動と同様に、海上で行われるすべての活動にも適用される。

例えば、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）の第2条では、各国当事者が国際的に協力し、あらゆる適切な手段を採ることで規約に定められた権利、つまり公正かつ好ましい条件下で働く権利、適正な安全性と良好な衛生環境の権利、十分な食料と飲み水が提供される権利、そして安全な労働環境の権利の実現に向けた対策を講じるよう求めている。

このような人権に対するコミットメントは漁業に関する文書にも記されている。海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）は、「いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、有効に規制を行う。いずれの国も、特に次のことを行う。（中略）船舶における乗組員の配乗並びに乗組員の労働条件及び訓練。この場合において、適用のある国際文書を考慮に入れるものとする」と明記している。旗国は自国の漁船乗組員の人権保護の義務を負う。

国際連合食糧農業機関（FAO）の責任ある漁業のための行動規範（Code of Conduct for Responsible Fisheries）でも、責任ある漁業の社会的側面を認識しており、旗国に対して漁船乗組員の公正な労働条件の確保を求めている。特に第6条17項では、漁業施設、設備、漁業活動において、公正な労働環境および生活環境を各国が保証するよう要求している<sup>12</sup>。

公海における漁船による国際的な保全および管理対策に対するコンプライアンス促進協定（The Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas：FAOコンプライアンス協定）は、旗国に対し、自国の漁船がIUU漁業のような「国際的な保全と管理対策の有効性を損なう活動」に従事しないよう求めている。後述するIUU漁業には、違法な労働慣行を伴う漁業が含まれる。

このような、人権や漁業に関する国際的な法律文書によって、CCMsは漁船乗組員の人権保護の義務を果たすことを余儀なくされる。そしてこの義務は遠洋漁業に出る乗組員に特に必要とされている。

魚網を掃除する漁船員 © Daniele russo / Adobe stock

10. D. McCauley et al. (August 1, 2018) "Wealthy Countries Dominate Industrial Fishing", accessed April 25, 2022. <https://www.science.org/doi/10.1126/sciadv.aau2161>

11. China, Japan, Russia, Spain, South Korea, Taiwan, and Thailand have been identified by the Global Slavery Index as high risk of modern slavery in their respective fishing industries, which is characterized by high proportion of high seas fishing, poor governance (high levels of unreprotected catch), and high level of harmful fishing subsidies. Walk Free Foundation (2018) "Global Slavery Index," accessed April 25, 2022. <https://www.globalslaveryindex.org/2018/findings/importing-risk/fishing/>

12. FAO (December 1995) "Code of Conduct for Responsible Fisheries", accessed April 25, 2022. <https://www.fao.org/3/v9878e/v9878e00.htm#3>

6.17 States should ensure that fishing facilities and equipment as well as all fisheries activities allow for *safe, healthy and fair working and living conditions and meet internationally agreed standards* [emphasis added] adopted by relevant international organizations.

6.18 Recognizing the important contributions of artisanal and small-scale fisheries to employment, income and food security, States *should appropriately protect the rights of fishers and fishworkers* [emphasis added], particularly those engaged in subsistence, small-scale and artisanal fisheries, to a secure and just livelihood, as well as preferential access, where appropriate, to traditional fishing grounds and resources in the waters under their national jurisdiction.

8.4.1 States *should ensure that fishing is conducted with due regard to the safety of human life* [emphasis added] and the International Maritime Organization International Regulations for Preventing Collisions at Sea, as well as International Maritime Organization requirements relating to the organization of marine traffic, protection of the marine environment and the prevention of damage to or loss of fishing gear.



## 労働搾取に対する漁業の脆弱性

遠洋漁業は強制労働と人身売買の発生リスクが高い業種である。以下に、公海における強制労働をもたらす条件を取り上げる。

### ・危険かつ虐待的な労働条件

漁業は危険かつ過酷な仕事である。ILOは、あらゆる職業の中で漁業および漁業関連業が最も危険であるとし、毎年24,000人もの漁業、養殖業または水産加工業の労働者が死亡していると発表している<sup>13</sup>。漁船乗組員は、休暇なしの超長時間労働、不十分な宿泊施設と食事、不衛生な環境、身分証明書の没収、最低労働賃金を下回る報酬などといった劣悪な労働条件の下で働かされていることが報告されている<sup>14</sup>。

### ・長期間にわたる海上での孤立

航海に出る船舶に乗り込むと、漁船乗組員はしばらく下船できないことが多く、虐待、怪我または死亡の報告や、保護を求めることのできる機会が限定される。洋上転載によって寄港回数が減ることで、当局による労働環境の視察や介入の機会も減ることになる<sup>15</sup>。長期間に及ぶ身体的精神的孤立<sup>16</sup>によって、漁業乗組員は労働搾取に一層脆弱となる。なぜなら彼らは、一度航海に出ると数か月または数年もの間海の上にいることも珍しくないからである。

### ・透明性の欠如

世界の漁業では透明性と説明責任が著しく欠如している。現在、世界共通で実施する船舶登録や、すべての漁船を追跡できる船舶の固有識別番号(UVI)の義務化といった包括的な国際要件は存在しない<sup>17</sup>。便宜置籍船(FoC)として知られる一部の船舶は、自国の船籍に厳しい規制を敷く能力が低い国や消極的な国に意図的に船籍を置いている。そのようなFoC船舶に乗船している乗組員は、より一層人権侵害に脆弱であり、当局による監視がほとんどない状態に置かれている<sup>18</sup>。

韓国釜山港での立入検査 © APIL



13. ILO (1999) "Fishing among the Most Dangerous of All Professions, Says ILO", accessed April 25, 2022. [https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS\\_071324/lang-en/index.htm](https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_071324/lang-en/index.htm)

14. ILO, "Caught at Sea," p.19; Greenpeace (May 2018) "Misery at Sea: Human Suffering in Taiwan's Distant Water Fishing Fleets", p.51, accessed April 25, 2022. <https://drive.google.com/file/d/1t34Yxi0dIXAFsdu-41V66Pcbiy9VpHbA/view>

15. Walk Free Foundation, "Global Slavery Index"; J. Sparks & L. Hasche. [June 3, 2019] "Complex Linkages Between Forced Labour Slavery and Environmental Decline in Marine Fisheries", Journal of Human Rights, 18(2), p.235, accessed April 25, 2022. <https://doi.org/10.1080/14754835.2019.1602824>

16. According to a 2016 survey, "isolation from family and the society" was the most reported (73.1%) reason for Korean crew to retire from boarding distant water fishing vessels. H. Yoon (January 9, 2020) "Run-Down Distant Water Fishing Fleet of Korea Loaded with 'Danger'...6~7 Out of 10 Vessels at Least 30 Years Old [위험] 가득 실고 조업하는 대한민국의 낚은 원양어선들...10척 중 6~7척은 30년 이상된 노후선박", The Kyunghyang Shinmun, accessed April 27, 2022. <https://m.khan.co.kr/economy/economy-general/article/202001091108011#c2b>

17. EJF (2019) "Blood and Water: Human Rights Abuses in the Global Seafood Industry", p.11, accessed April 25, 2022. <https://ejfoundation.org/reports/blood-and-water-human-rights-abuse-in-the-global-seafood-industry>

18. ILO, "Caught at Sea," p.24

## ケーススタディ1：韓国の遠洋漁業船団における人権侵害

韓国は世界5大遠洋漁業国の一つである<sup>19</sup>。世界で211船舶が操業しており、船団は、米国、EU、日本といった各国の主要な国際市場に水産品を供給している。船団のほぼ半数がWCPF条約の海域で操業しており、マグロまたはマグロ類の漁獲量は259,579 mt、漁獲高は3億73百万米ドルに上る<sup>20</sup>。

韓国籍船舶における、負債による束縛、身分証明書の没収、休憩時間のほとんどない長時間労働、身体的暴行や暴言、約束の金額を下回る賃金の支払いなどといった深刻な人権侵害と強制労働の実態がNGOの調査により次々と明るみになっている。2021年に、Advocates for Public Interest Law (APIL) と Environmental Justice Foundation (EJF) が、WCPFCに登録されている韓国籍のマグロ延縄漁船12隻に乗船していた外国籍乗組員13人にインタビューしたところ、日常的な欺瞞、差別、孤立、搾取の様子が判明した。

インタビューに答えた全員が、賃金の減額および／または仕事の斡旋手数料や保証金、仲介業者への事務手数料という名目で負債を負わされ、完済するまで支払いの保留を受けるなどしていた。中には、怪我を負っているにも関わらず一日12～18時間働かされていたり、休憩なしに最大で24時間ずっと働かされ続けた者もいた。

「私は手を負傷していたけれど、休憩をとることが許されず働き続けました。怪我した手はもう元のように戻りません。」

「3日間働いて休憩がたったの2時間なんてことはざらにありました。はい、2021年以降も変わっていませんよ。」

暴言や暴行を受けたケースも報告されている。しかし、そうした人権侵害を報告したり救済を求めたりすることができた乗組員は一人もいない。

「手で頭を叩かれたことが一度、ハンマーのような道具を使って叩かれたことが一度あります。」

インタビューに答えた全員が1年以上洋上に出ており、平均航海期間は18か月だった。この平均航海期間はカリフォルニア大学サンタバーバラ校が2020年に実施した漁業実態調査の結果と一貫性があり、同分析によると、航海期間、航行距離、漁業時間において韓国籍延縄漁船が世界で一番長かった<sup>21</sup>。そのような長期間の乗船では、乗組員が孤立し人権リスクにさらされやすくなる。

こうした強制労働を可能にする要因に加え、漁船に乗船する外国籍の乗組員の数は増えており、彼らはより人権リスクに脆弱である<sup>22</sup>。中西部大西洋(WCPO)で操業する延縄漁船の大多数が中国、日本、韓国、台湾の船籍だが、それらの乗組員のほとんどはインドネシア人、フィリピン人、ベトナム人である<sup>23</sup>。例として、2019年に台湾と韓国の遠洋漁船に乗っていた外国籍の乗組員の割合は、それぞれ60.5%<sup>24</sup>と73.8%<sup>25</sup>であった。

水産資源が減るに従って漁船間の競争は熾烈になり、船舶オペレーターは遠洋漁業の操業コストの30～50%を占める人件費の削減に走ることになる<sup>26</sup>。こうしたコスト削減は、自国で適正な仕事に就く機会がほとんどなく、外国で仕事を求める発展途上国出身の乗組員を雇用することで実現されるケースが多い<sup>27</sup>。そして、低コストの労働力を雇用する動きは、人身売買や強制労働の機会を増やしているという結果に繋がっている<sup>28</sup>。



複数の仲介業者の電話番号が壁に書かれている。ベトナム ハノイ © APIL

19. The top 5 countries are: China, Taiwan, Japan, South Korea, and Spain. Stimson Centre (2019) "Shining a Light: The Need for Transparency across Distant Water Fishing", accessed April 25, 2022. <http://stimson.org/wp-content/files/file-attachments/Stimson%20Distant%20Water%20Fishing%20Report.pdf>  
20. Korea Ministry of Oceans and Fisheries (August 31, 2021) "2021 Distant Water Fisheries Yearly Statistics [2021년도 원양어업 통계조사 결과 보고서]", p.51, accessed April 25, 2022. [https://www.ofis.or.kr/boards/view/board\\_stats/19678](https://www.ofis.or.kr/boards/view/board_stats/19678)  
21. EJF (June 2020) "Illegal Fishing and Human Rights Abuses in the Korean Fishing Fleet," accessed April 25, 2022. <https://apil.or.kr/wp-content/uploads/2020/07/Korea-briefing-IUU-HR-2020-v1.pdf>

22. S. Yea & C. Stringer, "Valuing Victims Voices," p.16; Greenpeace (December, 2019) "Seabound: The Journey to Modern Slavery on the High Seas", p.3, accessed April 25, 2022. <https://www.greenpeace.org/static/planet4-southeastasia-stateless/2019/12/b68e7b93-greenpeace-seabound-book-c.pdf>  
23. C. Wold (November 18, 2021), "Slavery at Sea: Forced Labour, Human Rights Abuses, and the Need for the Western and Central Pacific Fisheries Commission to Establish Labour Standards for Crew (WCPFC18-2021-0P09)", accessed April 25, 2022. <https://meetings.wcpfc.int/node/14591>  
24. Taiwan Fisheries Agency, (n.d.) "Year 109 of the Republic of China (2020) Fishery Statistics Annual Report [民國109年(2020)漁業統計年報]", accessed April 28, 2022. <https://www.faa.gov.tw/cht/PublicationsFishYear/content.aspx?id=35&chk=6c7f7242-297c-47d1-8bb1-51e7c8a5961c>  
25. Korea Ministry of Oceans and Fisheries (June 22, 2020), "2020 Korean Seafarers Statistical Year Book," p. 308, 310, accessed April 27, 2022. <http://www.koswec.or.kr/koswec/information/sailorshipstatistics/selectSailorShipStaticsList.do>  
26. ILO, "Caught at Sea," p. 5-6  
27. EJF, "Blood and Water," p.10-11  
28. EJF, "Blood and Water," p.17

外国籍の乗組員は様々な側面で脆弱となり、さらに搾取のリスクにさらされることになる。

#### ・ 搾取的な採用活動

外国籍の乗組員は、外国漁船の仕事を探す時にブローカーや仲介業者を頼ることが多い。こうした労働仲介業者は、弱い立場の労働者に対する詐欺や強制労働において主要な役割を果たしている<sup>29</sup>。彼らは仲介した乗組員に高額な「仲介手数料」を請求するケースが多く、支払えない乗組員は毎月の賃金からその分を差し引かれて返済することになる。「保証金」は出航前に一括払いするか、毎月の賃金から差し引かれるかして支払われ、契約満了時点で乗組員に償還される<sup>30</sup>。インドネシア人乗組員の雇用契約書には、多くのケースで、万一契約を途中解約した場合、乗組員は給料の全額を返還するとした条文が含まれていると報告されている<sup>31</sup>。つまり、乗組員は契約を満了できなかった場合、保証金の返金を受けられないばかりか、給与も一切もらえず、飛行機代などその他の経費についても返済負担が発生することになる。労働仲介業者によって助長される金銭面での封じ込めは、外国籍の乗組員を借金で束縛することになる。

#### ・ 差別的な労働者保護

多くの場合、外国籍の乗組員には自国民と比較して、社会的かつ法的な保護措置がほとんどない。結社の自由が法的に保障されていない場合もあり、講じられる保護措置も在留資格や採用計画によって異なる。例えば、タイの外国籍乗組員には、労働組合の加入・結成が禁止されている<sup>32</sup>。また、人材派遣会社を通じて採用された台湾と韓国の外国籍乗組員は、政府から採用された人たちと同様の救済措置を受けられない<sup>33</sup>。さらに、正式な書類がない場合、拘留や本国送還のリスクがある上、当局からの助けも求められない状況に陥ることもある<sup>34</sup>。

#### ・ 言葉と文化の壁

外国籍の人にとって救済メカニズムや労働権の情報を得ることは、言葉と文化の違いが壁となり容易なことではない<sup>35</sup>。例えば、母国語で書かれた契約書の写しが提供されないケースがある。コミュニケーションの問題が身体的暴行につながったとする報告もある<sup>36</sup>。

29. ILO, "Caught at sea," p.12-16

30. Greenpeace, "Seabound," p.25

31. S. Yea & C. Stringer, "Valuing Victims Voices," p.6

32. Agence France-Presse, [January 30, 2017] "Migrants Petition Thai Seafood Giant on Wages," The Nation Thailand, accessed April 28, 2022. <https://www.nationmultimedia.com/detail/breakingnews/30305289>

33. EJF, "Blood and Water," p.21; APIL, [n.d.] "Tied at Sea: Human Rights Violations Against Migrant Fishers on Korean Fishing Vessels", accessed April 25, 2022. <https://apil.or.kr/wp-content/uploads/2017/10/TiedAtSea.pdf>

34. ILO, "Caught at Sea," p. 16

35. EJF, "Blood and Water," p.11, 19

36. S. Yea & C. Stringer, "Valuing Victims Voices," p.18

#### ケーススタディ2：台湾所有のバヌアツ籍延縄漁船Dawang（ダワン）に関するJaka（ジャカ）の証言<sup>37</sup>

ジャカはフィリピン人のベテラン漁師。台湾所有のバヌアツ籍延縄漁船ダワンは彼にとって4度目の外国船籍だった。ダワンに乗船していた13か月間、彼は深刻な人権侵害を受けていた。

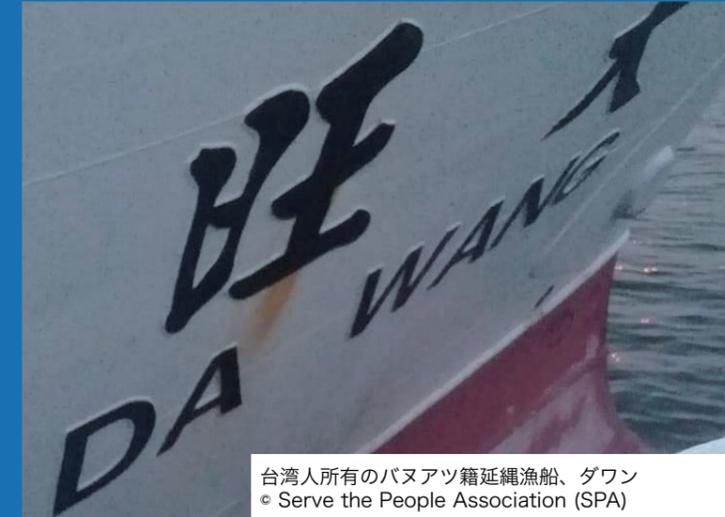
ジャカの報告によると、漁獲量の多い日は労働時間が20～28時間に及び、睡眠時間はわずか3～5時間だったという。食事と水は不十分な上、彼の家族には雇用契約の時に約束された650米ドルの半額以下しか支払われていなかった。

乗組員に対する船長や現場監督者による暴言や暴行も報告されている。また、暴行により一人のインドネシア人乗組員が亡くなったとしている。死亡した乗組員は新人だったために間違えたり、すべきことが分からなかったりしたのだが、そのような時に激しく暴力を振るわれていた。船長と現場監督者は彼にサンダルや銛を投げつけ、殴ったり蹴ったりしては罵倒していた。

乗組員は十分な医療処置を受けられず、怪我をしようと病気にかかろうと労働を強いられた。あるフィリピン人の乗組員は目の異常を訴えたが、意識を失うまで働かされた。船長は、彼が適切な処置を受けるための寄港を拒み、やがて彼は半身不随になった。

このような劣悪な環境であっても、ジャカは保証金1,000米ドルという借金による束縛状態にあったため、自由に船を降りることができなかった。

「とても恐ろしかったです。ショックだったし心に傷も負いました。だけど1,000米ドルの保証金を失いたくなかったし、子供達と家族の将来を思い、結局この船に留まることを選びました。子供達を学校に通わせないといけないですね。」



台湾人所有のバヌアツ籍延縄漁船、ダワン  
© Serve the People Association (SPA)

ジャカは健康上の問題を抱え、台湾でダワンを下船した。しかし彼は当初、仲介業者から医療の救済を受けるところか、違法外国人労働者として通報され刑務所に行くことになるかと脅された。こうした脅迫が、多くの外国人を人権侵害に対して脆弱にしている。

37. Information provided by Serve the People Association (SPA)



### ケーススタディ3：WCPOのインドネシア人とフィジー人乗組員の証言<sup>38</sup>

プロジェクト番組で証言した16人のフィジー人と10人のインドネシア人乗組員によって、金銭問題、暴行・怪我・病気の体験談および目撃談、そして救済の欠如が明らかになった。

参加者の多くが途中で雇用契約を解除され、予定した給料の支払いを受けられていない。インドネシア人乗組員にとって、多くの場合、途中解約は給与の支払いを一切受けられないことを意味する。労働仲介業者の関与によって乗組員が騙されるケースもあった。

「一年間の海上勤務を終えて、私たちはスバに戻り、432米ドルの月給が実際には432フィジードル（約200米ドル）だということを知りました。仲介業者から告げられたことは、私たちが署名した契約書は韓国の親会社からのファックスであり、すべての契約はフィジー語で交わされることになっているため一切編集はしていないということでした。」

シニアオフィサーからの暴行や業務中の怪我で命を落とすケースもあった。適切な医療行為が迅速に行われることはなく、負傷しても仕事を続けるよう強要されていたため、怪我が悪化することもあった。

「誤ってラインを切ってしまうと船長に叩かれました。ラインが切れるのは私のせいではなく、網にかかる負荷が大きすぎるし、設備が古すぎるのです。頻繁に殴られるのであざが絶えませんでした。私の友人はあまりにもひどく船長から殴られたため、鼻とこめかみから血が出ていました。」

「ある乗組員は、（釣り針が首に刺さった事故の後）医者に首の傷を縫ってもらった状態で乗船していました。私たちは船長に彼を休ませてあげるよう懇願しましたが、船長は彼を不眠不休で酷使しました。航海に出て1か月も立たないうちに、彼は首の傷口から感染症にかかり死んでしまいました。私たちは遺体を清め、新しい洋服に着替えさせ、冷凍庫に安置しました。さらに2か月漁をした後、船はようやく港に戻りました。」

被害者が、自分たちが船上で受けた虐待に正当性を見出すことはほとんどない。彼らは苦情を一切言うことができなかつたか、受け入れられなかつたかのどちらかである。このプロジェクトの参加者は、台湾、中国、韓国の船舶に乗船経験のある人たちだ。

公海での労働環境と外国人乗組員の脆弱性が相まって、遠洋漁船における強制労働と労働搾取のリスクが高まる。

国境を越えるという遠洋漁業の性質を受け、保護措置に大きな乖離が生じている<sup>39</sup>。遠洋漁船の労働問題では、責任の所在が曖昧になり得る。船舶が籍を置く国、船舶が所有されている国、乗組員の国籍、仲介業者の本拠地、漁船の活動場所、漁獲物を陸揚げする港や輸出先、これらすべてが異なる場合がある<sup>40</sup>。また、中には管轄の境界を理由に責任を逃れる国もある<sup>41</sup>。

漁船には、商船向けの包括的な労働基準を設定した海上労働条約のような国際的な条約が存在しない。ILO漁業労働条約（第188号）が施行されたものの、大多数の漁船乗組員に保護措置を講じられるほど批准されていないのが実情だ<sup>42</sup>。WCPFCのCCMsで条約に批准した国はフランスとタイのみである。

国家を超える問題には国家をまたぐ措置を講じる必要がある。中西部太平洋における主要な地域機関かつ規則を定める機関であるWCPFCは、乗組員を人権侵害から守るために介入に乗り出さなければならない。乗組員なくして漁業は成り立たないからだ。



イカの荷揚げをするインドネシアの漁師 © APIL

38. The following is summarized and excerpted from S. Yea & C. Stringer, "Valuing Victims Voices"

39. ILO, "Caught at Sea," p. 15

40. In the case of Tunago No. 61, there were nine flags involved: the flag state, nationalities of crew (4), fishing ground jurisdiction, investigation jurisdiction, nationality of the beneficial owner, and the supplier country of the catch. Greenpeace, "Misery at Sea," p. 61; A. Lozano et al. (February 2022) "Decent Work in Fisheries: Current Trends and Key Considerations for Future Research and Policy," *Marine Policy*, 136(104922), accessed April 25, 2022. <https://doi.org/10.1016/j.marpol.2021.104922>

41. A. Lozano et al., "Decent Work in Fisheries"

42. As of April 2022, the ILO Work in Fishing Convention has 20 ratifications. See ratifications of C188 here: [https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11300:0::no:11300:p11300\\_instrument\\_id:312333](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11300:0::no:11300:p11300_instrument_id:312333)

## 人権侵害に関連するIUU漁業

IUU漁業と人権侵害との緊密な関連性を扱った資料が増えている<sup>43</sup>。事実、強制労働を伴う漁業操業自体が違法漁業の形態の一種である。

FAOのIUU漁業を防止、抑止、排除するための国際行動計画（IPOA-IUU）が定義するところによると<sup>44</sup>、IUU漁業とは国内法や国際的な規則（第3条1項3号）に従わない活動などが該当する。つまり、国内の労働法や世界人権宣言、ICESCR、ILO条約などの国際的な条文が定める規則に違反する労働搾取もまたIUU漁業に該当する<sup>45</sup>。

さらに、IUU漁業に関与している悪質な船舶は査察をすり抜けようとするため、強制労働のリスクが一層高くなる。洋上転載や便宜置籍船の活用によって船舶のトレーサビリティや透明性が損なわれる結果となり、IUU漁業だけでなく人権侵害をも促進している。例えば、洋上転載が可能ということは、漁船が海上でより長期間にわたり漁業を継続できるということであり、労働当局の介入機会が消失しているということでもある<sup>46</sup>。FAOは「IUU船舶のオペレーターはまた、乗組員の賃金、安全基準、その他の生活環境や労働環境といった労働条件に関する基本的権利を与えない傾向にあります」と述べている<sup>47</sup>。

さらに、IUU漁業により水産資源が枯渇すると安い労働力に対する需要が増し、弱い立場の乗組員からの搾取を招く。FAOの推計では、水産資源の34.2%が生物学的に持続不可能なレベルにあり、59.6%が辛うじて最大持続可能レベルである<sup>48</sup>。マグロ種の33.3%は、生物学的に持続可能な限界を超えて漁獲されている<sup>49</sup>。漁獲量が減少すると、漁船オペレーターは漁獲量を増やすために漁獲努力を増やすことになり、その結果収入が減少する。そし

て、その収入減を補うために安い労働力を求めるようになり、結果、労働力の搾取リスクが高まる。

WCPF条約の海域では、年間の延縄の数が、2000年代初めの約5億本から2010年代には8億本に増加し、漁獲量を増やすための漁獲努力量が大幅に増えていることが分かる。一方で漁船の数を見ると、2000年の2,937隻から2020年は1,581隻とほぼ半分に減っている<sup>50</sup>。同時期に技術や漁獲量の大きな変化がないことを考えると<sup>51</sup>、この対立する傾向は、従来に比べて同程度もしくはそれ以下の漁獲量を得るために、漁船乗組員の過密労働は過去最大になっていることを示している。操業コストを最小限に抑えつつも漁獲努力を増やすために、漁船オペレーターは低賃金労働者からの搾取に走る。

同時に、漁船乗組員の労働力を安価で搾取することは、漁船の不採算性を下げ、乱獲を継続できることになる。低賃金労働者を搾取することで、漁船オペレーターは、水産資源の枯渇により利益率が低下しているにもかかわらず、持続可能限度を超える漁獲水準を維持することができる。そのため、労働力の搾取は、既に枯渇している水産資源の乱獲を長引かせたり、助長したりする可能性がある<sup>52</sup>。

漁船乗組員の強制労働とIUU漁業は密接に繋がっているため、この二つの問題の改善策は足並みをそろえる必要がある。労働搾取とIUU漁業の繋がりに基づき、強制労働の防止と乗組員の保護は、WCPFCのIUU漁業対策の責任の範囲である。

漁業後に戻ってきたザイナー船 © Анна Костенко / Adobe stock

43. D. Tickler et al. (2018) "Modern Slavery and the Race to Fish", Nature Communications, 9(4643), accessed April 25, 2022. <https://doi.org/10.1038/s41467-018-07118-9>; J. Sparks & L. Hasche, "Complex linkages"
44. FAO (2001) "International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing", accessed April 25, 2022. <https://www.fao.org/3/y1224e/y1224e.pdf>
45. C. Wold, "Slavery at Sea," p. 5
46. E.J.F., "Blood and Water," p. 23, 25
47. D. Balton (April 19-20, 2014) "Global Review of Illegal, Unreported and Unregulated Fishing Issues: What's the Problem?(AGR/FI/IUU(2004)16)," Organisation for Economic Co-operation and Development, accessed April 25, 2022. [https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=AGR/FI/IUU\(2004\)16&docLanguage=En](https://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=AGR/FI/IUU(2004)16&docLanguage=En)
48. FAO (2020) "The State of World Fisheries and Aquaculture 2020: Sustainability in Action", p.7, accessed April 25, 2022. <https://www.fao.org/3/ca9229en/ca9229en.pdf>
49. FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2020", p.49
50. S. Hare et al. (2021) "The Western and Central Pacific Tuna Fishery: 2020 Overview and Status of Stocks", Tuna Fisheries Assessment Report No. 21, Pacific Community, p.18-19, 37 accessed May 3rd, 2022. [https://spccfpstore1.blob.core.windows.net/digitallibrary-docs/files/57/57d13d4eaf817b7fe824977ac3b2a394.pdf?sv=2015-12-11&sr=b&sig=1TN42qUXpZlfcE3l2ri%2BcdWQS95yz4BVGIoz6SB9X4o%3D&se=2022-10-28T22%3A33%3A25Z&sp=r&rsc=public%2C%20max-age%3D864000%2C%20max-stale%3D86400&rsct=application%2Fpdf&rscd=inline%3B%20filename%3D%22Hare\\_21\\_western\\_central\\_pacific\\_tuna\\_fishery\\_stock\\_overview\\_2020.pdf%22](https://spccfpstore1.blob.core.windows.net/digitallibrary-docs/files/57/57d13d4eaf817b7fe824977ac3b2a394.pdf?sv=2015-12-11&sr=b&sig=1TN42qUXpZlfcE3l2ri%2BcdWQS95yz4BVGIoz6SB9X4o%3D&se=2022-10-28T22%3A33%3A25Z&sp=r&rsc=public%2C%20max-age%3D864000%2C%20max-stale%3D86400&rsct=application%2Fpdf&rscd=inline%3B%20filename%3D%22Hare_21_western_central_pacific_tuna_fishery_stock_overview_2020.pdf%22)
51. S. Hare et al., "The Western and Central Pacific Tuna Fishery," p.14-15, 37
52. D. Tickler et al., "Modern Slavery and the Race to Fish"

#### ケーススタディ4：中国漁船Long Xing 629号での強制労働とIUU漁業<sup>53</sup>

Long Xing 629号は2019年3月から2020年4月にかけてWCPFC条約の海域で操業していた。乗船していた24人のインドネシア人乗組員のうち4人が原因不明により死亡し、そのうち3人の遺体は海に遺棄された。

生還した乗組員は恐ろしい人身売買の実態を証言した。乗組員は13か月にわたり一日18時間働き、平均報酬総額は500米ドルだった。5人の被害者については、約束報酬のわずか3.1%にあたる120米ドルしか支払われなかった。中国人乗組員がペットボトルの水を飲んでいて、彼らは稀釈化した海水を与えられた。乗組員は船内に13か月閉じ込められていた。幾度も洋上転載をしていたため、寄港することなく操業を続けることが可能となっていた。

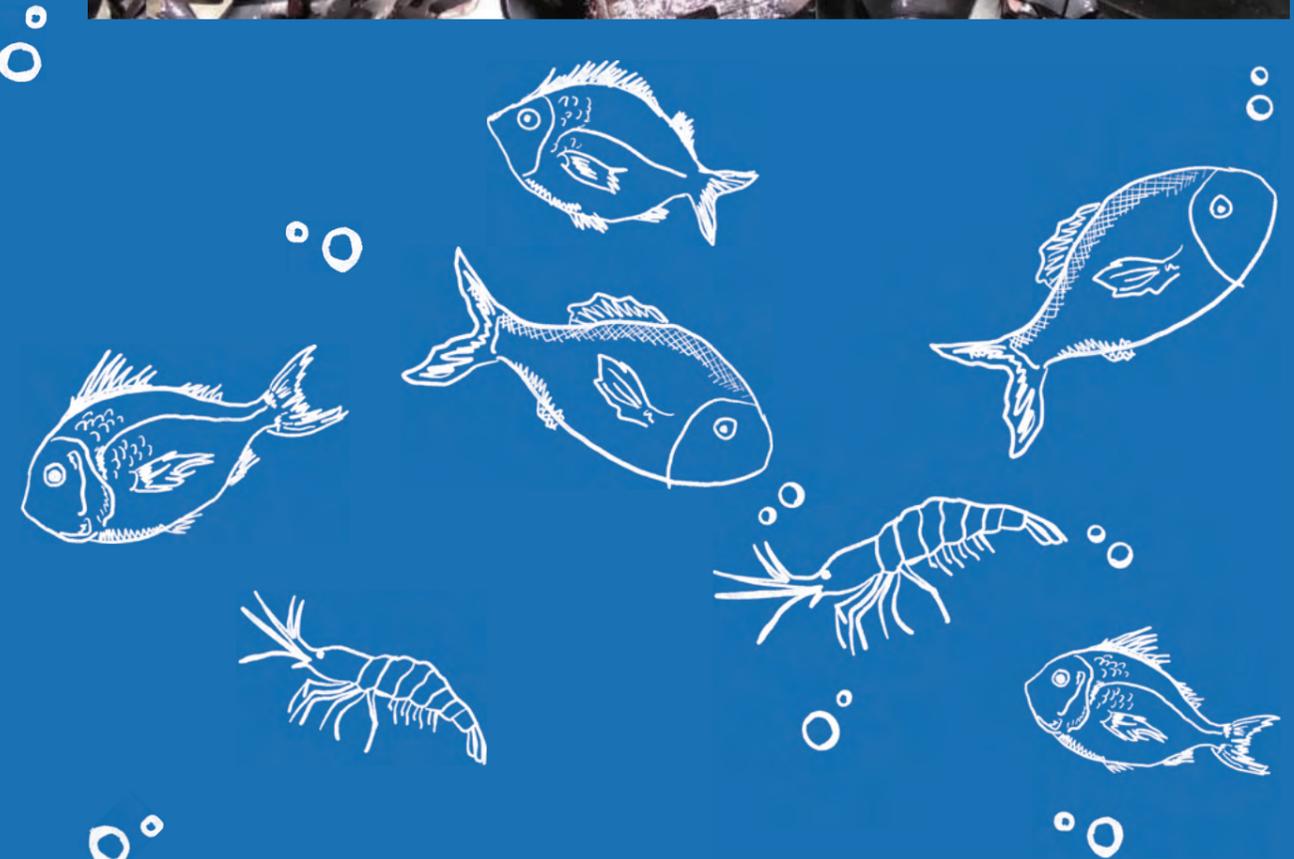
同船はフカヒレ漁や保護対象種の捕獲などのIUU漁業に関与していたとされる。乗組員が撮影した写真には、アオザメ、アカシュモクザメ、ホホジロザメが写っており、いずれも「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」で取引が規制されている絶滅危惧種である。

Dalian Ocean Fishing Co., Ltd.のLong Xing 629号と姉妹船31隻は2021年5月28日に米国税関・国境警備局（CBP）より違反商品保留命令を発出された<sup>54</sup>。CBPは、これらの漁船から強制労働に関する11指標すべてを確認したと表明した。



53. The following is summarized from: APIL et al. (July 17, 2020) "A Briefing on Longxing 629: A Case of Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) Fishing Activities and Related Human Rights Abuses on a Tuna Longliner", accessed April 25, 2022. <https://apil.or.kr/wp-content/uploads/2020/07/Appendix-2-A-Briefing-on-Longxing-629-written-by-Korea-IUU-Coalition.pdf>

54. US CBP (May 28, 2021) "CBP issues Withhold Release Order on Chinese fishing fleet", accessed April 25, 2022. <https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/cbp-issues-withhold-release-order-chinese-fishing-fleet>

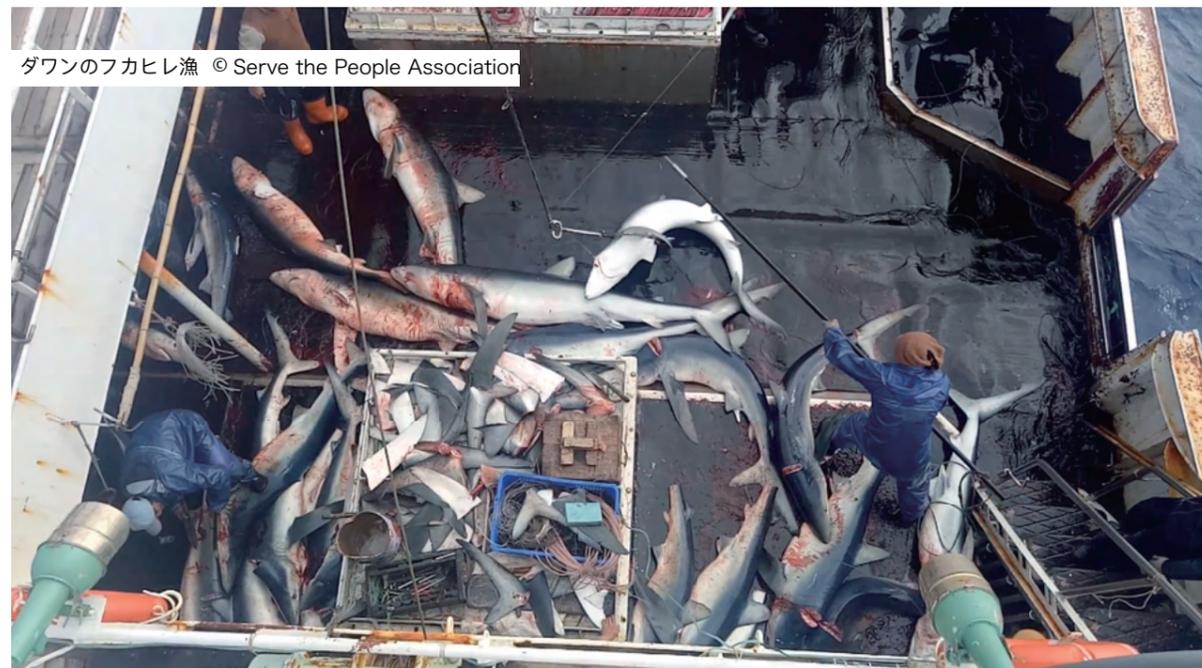


### ケーススタディ5：中西部太平洋での中国漁船団における人権侵害

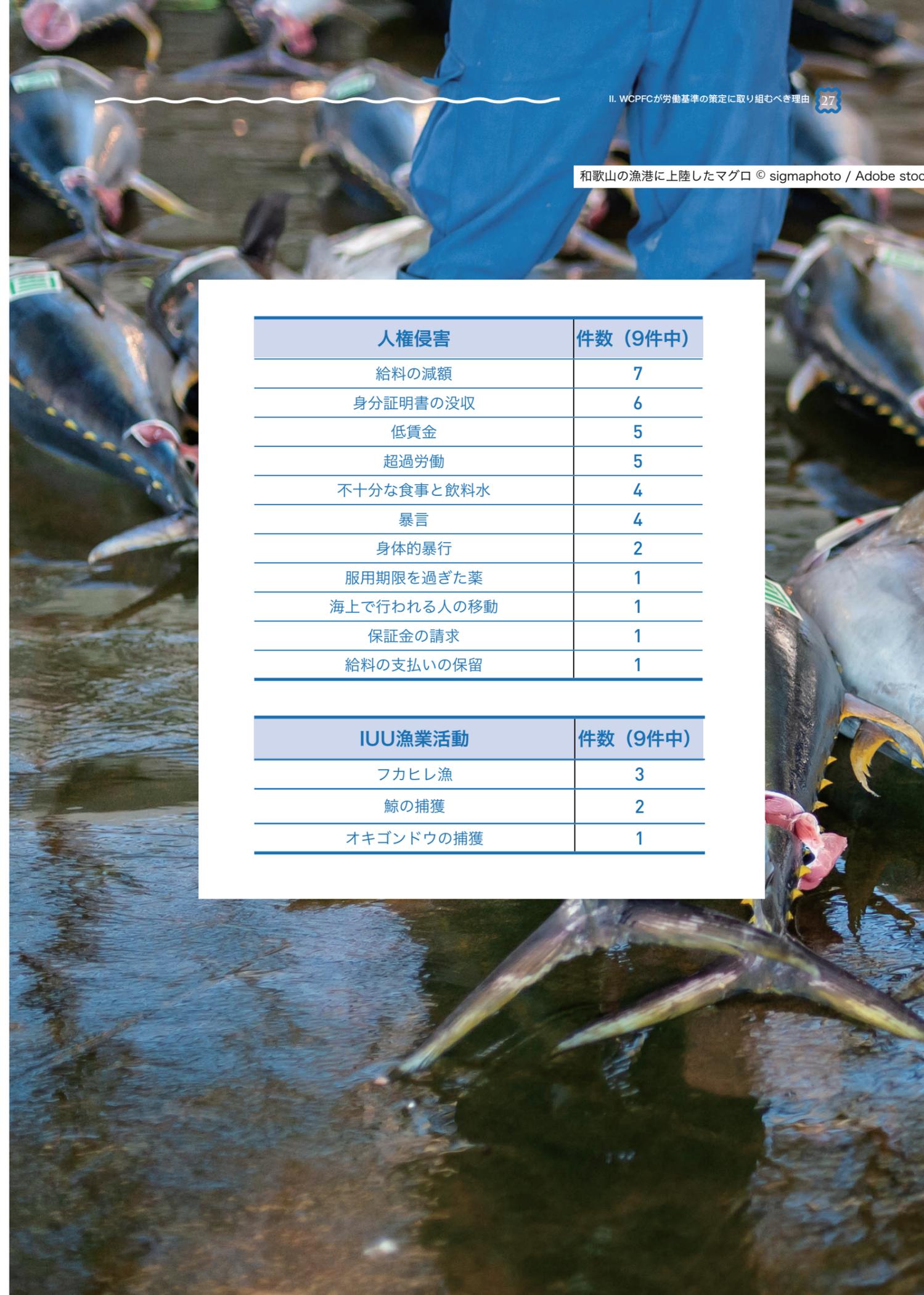
英環境NGOのEnvironmental Justice Foundation (EJF) の最近の調査では、WCPFC条約の海域を含む公海で操業している中国漁船によるIUU漁業の横行および船内での乗組員の人権侵害の実態が明らかにされている。以下の内容は、WCPFC Record of Fishing Vessels (漁船記録：RFV) に登録されている漁船または、WCPFC条約の海域での漁業操業をAIS (自動船舶識別装置) が受信した漁船6隻に勤務していた乗組員に対するEJFの9回のインタビューに基づいている<sup>55</sup>。

「私たち乗組員仲間の遺体は3か月もの間、船内の冷凍庫に入れられていました。私は船長に寄港するようお願いしましたが、新型コロナウイルス感染症を理由に断られました。そして船長はそのまま漁獲を続けたのです。4月20日、ようやくフィジーに寄港した際、警察が私たちを待っており、乗組員一人ひとりに同僚の死因を確認しました。船長は私たちに、彼の死因が釣り針による怪我だと答えるよう指示しましたが、うそはつきたくなかったので、病気が原因で亡くなったことと彼の足が腫れていたことを伝えました。その時は涙が止まりませんでした。」

給料の減額（基本給およそ303米ドル）、パスポートや船員証書の没収、一日18時間にも及ぶ長時間労働、危険な労働環境、不十分な食事・飲料水など、広範にわたる人権侵害が報告されている。漁の最盛期には、たった6時間の休憩で2日間続けて働くこともあるという。フカヒレ漁や捕鯨などのIUU漁業も報告されている。



ダワンのフカヒレ漁 © Serve the People Association



和歌山の漁港に上陸したマグロ © sigmaphoto / Adobe stock

人権侵害	件数 (9件中)
給料の減額	7
身分証明書の没収	6
低賃金	5
超過労働	5
不十分な食事と飲料水	4
暴言	4
身体的暴行	2
服用期限を過ぎた薬	1
海上で行われる人の移動	1
保証金の請求	1
給料の支払いの保留	1

IUU漁業活動	件数 (9件中)
フカヒレ漁	3
鯨の捕獲	2
オキゴンドウの捕獲	1

55. For details of this research and recent work of the EJF, see: ["The Ever-widening Net"](#) and ["Illegal Fishing, Violence and Ecosystem Destruction by China's Distant Water Fleet"](#).

### III. WCPFCが労働問題に対処できる理由

オブザーバー資料WCPFC18-2021-OP09は、特段の要求がなければ、WCPFCは乗組員の労働基準を定めることができると明示している<sup>56</sup>。

国連海洋法条約（UNCLOS）とFAOの合意の重要な側面は、双方とも加盟国の義務を「協力義務」の枠組み内に位置づけ、義務を果たすための適切な場としてRFMOを挙げていることである。UNCLOSおよびFAOコンプライアンス協定の序文では、相互理解と協力の精神が強調されている<sup>57</sup>。FAO行動規範は、加盟国に対して、RFMOを通して規定の条項を実施するよう明確に課しており、第6条10項と第8条1項4号には、加盟国がRFMOの枠組み内で保安全管理措置を講じるよう明記されている<sup>58</sup>。

WCPF条約は先のFAO文書に基づいており、本条約の第10条で「漁業操業の責任ある行動（強調）の最低基準を適用」する権限を同委員会に与えている<sup>59</sup>。「漁業操業の責任ある行動」とは、明らかにFAO行動規範のことを指し、上述の乗組員の公正な労働条件を明確に要求している。

実際、WCPFCは既に、この側面に関連した、拘束力のあるまたは拘束力のない措置を権限の範囲で講じている。Resolution on Labour Standards for Crew on Fishing Vessels（漁船乗組員の労働基準に関する決議：決議2018-01）<sup>60</sup>およびCMM for the Protection of WCPFC Regional Observer Programme Observers（WCPFC地域オブザーバープログラムにおけるオブザーバー

の保護のための保安全管理措置：CMM 2017-03）<sup>61</sup>は、いずれも漁船で働く乗組員に関する内容を扱ったものである。これらの措置を講じることで、WCPFCは、決議2018-01の序文に明記されている、漁業操業の責任ある行動の最低基準を定めることのできる権限を行使している<sup>62</sup>。

さらに、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）も労働基準に関する同様の議論を始めた<sup>63</sup>。最近のこうした傾向を見ると、各RFMOに対し、漁船乗組員への使命を果たす

べく行動を起こすよう求める声がますます大きくなることが考えられる。

持続可能な漁業協定の主要な柱であるUNCLOS、FAOコンプライアンス協定、そしてFAO行動規範は、加盟国それぞれが乗組員の保護義務を果たすだけでなく、各RFMOもそうした義務を果たす手段になり得ると提案している。これらの主旨に基づいて設立されたWCPFCは、責任ある漁業操業の最低基準を導入する権限を有しており、過去にこの権限を既に行使している。

56. The following is based on C. Wold, "Slavery at Sea [WCPFC18-2021-OP09]"

57. UN [December 10, 1982] United Nations Convention on the Law of the Sea, accessed April 25, 2022. [https://www.un.org/depts/los/convention\\_agreements/texts/unclos/unclos\\_e.pdf](https://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf)

Prompted by the desire to settle, in a spirit of mutual understanding and cooperation [emphasis added], all issues relating to the law of the sea and aware of the historic significance of this Convention as an important contribution to the maintenance of peace, justice and progress for all peoples of the world

FAO [1995] Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas, accessed April 25, 2022. <https://www.fao.org/3/X3130M/x3130m.pdf>

Further recognizing that, under international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, all States have the duty to take, or to cooperate with other States in taking, [emphasis added] such measures for their respective nationals as may be necessary for the conservation of the living resources of the high seas

Calling upon States which do not participate in global, regional or subregional fisheries organizations or arrangements to join or, as appropriate, to enter into understandings with such organizations or with parties to such organizations or arrangements with a view to achieving compliance with international conservation and management measures

58. FAO, "Code of Conduct for Responsible Fisheries"

6.10 Within their respective competences and in accordance with international law, including within the framework of subregional or regional fisheries conservation and management organizations or arrangements, [emphasis added] States should ensure compliance with and enforcement of conservation and management measures and establish effective mechanisms, as appropriate, to monitor and control the activities of fishing vessels and fishing support vessels.

8.1.4 States should, in accordance with international law, within the framework of subregional or regional fisheries management organizations or arrangements [emphasis added], cooperate to establish systems for monitoring, control, surveillance and enforcement of applicable measures with respect to fishing operations and related activities in waters outside their national jurisdiction.

59. WCPFC [September 5, 2000] Convention on the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean, accessed April 25, 2022. <https://www.wcpfc.int/doc/convention-conservation-and-management-highly-migratory-fish-stocks-western-and-central-pacific>

10. Without prejudice to the sovereign rights of coastal States for the purpose of exploring and exploiting, conserving and managing highly migratory fish stocks within areas under national jurisdiction, the functions of the Commission shall be to:

...

[h] adopt generally recommended international minimum standards for the responsible conduct of fishing operations.

60. WCPFC [December 14, 2018] "Resolution on Labour Standards for Crew on Fishing Vessels (Resolution 2018-01)", accessed April 25, 2022. <https://www.wcpfc.int/doc/resolution-2018-01/resolution-labour-standards-crew-fishing-vessels>

61. WCPFC [December 7, 2017] "Conservation and Management Measure for the protection of WCPFC Regional Observer Programme Observers (CMM 2017-03)", accessed April 25, 2022. <https://www.wcpfc.int/doc/cmm-2017-03/conservation-and-management-measure-protection-wcpfc-regional-observer-programme>

62. WCPFC, "Resolution on Labour Standards for Crew on Fishing Vessels (Resolution 2018-01)"

Recalling Articles 6 and 8 of the 1995 FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries which set out international standards, including labour standards for the responsible conduct of fishing operations to ensure fair work and living conditions;

Noting the Commission has to consider adopting generally accepted international minimum labour standards for the responsible conduct of fishing operations;

63. ICCAT [n.d.] "Resolution by ICCAT Establishing a Process to Address Labor Standards in ICCAT Fisheries (Res 2021-23)," accessed May 3rd, 2022. <https://www.iccat.int/Documents/Recs/compendiopdf-e/2021-23-e.pdf>

## IV. 結論／提言

漁業は乗組員なくして成り立たない。乗組員の労働は漁業操業の中核であり、漁業乗組員の保護は漁業規制に欠かせない要素であるし、そうでなければならない。WCPFCおよびCCMsが人権尊重と責任ある漁業の義務を果たせるよう、以下を提案する。

- ・ 政府の代表団は、WCPFC第19回年次会合の場で、乗組員を保護し、かつ責任ある漁業を促進するべく、適切、効果的、そして拘束力のある労働基準の策定を確保できるよう最善の努力をする。
- ・ 政府の代表団は、各機関の協調を促進し、さらに／または労働局をはじめとした労働問題の専門家を持つ適切な当局の参加を促す。

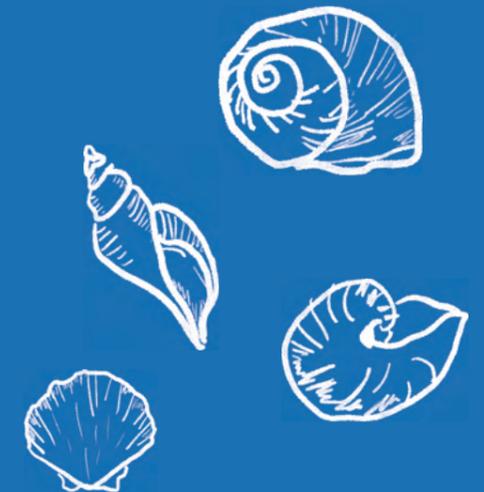


### ケーススタディ6： WCPFCによる乗組員保護を強化することで、持続可能かつ強制労働を伴わない水産品サプライチェーンの構築に貢献する

世界の多くの国で、強制労働を伴わないサプライチェーンの徹底を目的としたデュー・ディリジェンスの実施を企業に義務付ける法律が制定されている。公海における強制労働の蔓延は、遠洋漁業で漁獲した魚を取引する水産会社のサプライチェーンにとって深刻なリスクをもたらしている。

東京に拠点を置く国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウが実施した最近の調査では、水産品を輸入している日本企業がサプライチェーンで蔓延している人権リスクを認識している事実が明らかになった。しかし、サプライチェーンにおける人権リスクに対処する包括的な枠組みがなく、日本の水産業関連会社は乗組員の労働条件を監視したり調査したりする対策を講じることができていない<sup>64</sup>。こうした状況のため、サプライチェーンでは強制労働のリスクが依然として存在している。

公海における労働問題の複雑な性質を考慮すると、各RFMOは、労働基準を定め監視する唯一の立場にいる。労働条件に関する拘束力のある規制をWCPFCに設けることで、公海における強制労働を伴わない安全な労働環境を確保することに貢献できる。つまり、水産品サプライチェーンにおける強制労働リスクを軽減させることができる。また、WCPFCによる拘束力のある規制で労働者保護を強化することで、サプライチェーン・デュー・ディリジェンスを有するCCMsの方針に一貫性をもたらすことができる。



64. Human Rights Now [December 20, 2021] "Report on the Results of a Questionnaire Survey of Japanese Fishing Companies [日本の水産業関連会社に対するアンケート調査結果および報告書の公表]," accessed May 3rd, 2022. <https://hrn.or.jp/news/21115/>



羣衆



시민환경연구소  
Citizens' Institute for Environmental Studies



International  
Transport Workers'  
Federation



Human Rights Now

APIIL

Advocates for  
Public Interest  
Law



ENVIRONMENTAL  
JUSTICE  
FOUNDATION  
Protecting People and Planet



Human  
Dignity